

(決議) 資料 1 ②

2021年6月17日

47 都道府県/9 地域 FA 担当部

2020 年度 JFA 一括補助金 再交付に関する案内

1. 趣旨・目的

- ・ 本案内は、地域/都道府県 FA 等に対して JFA が交付した 2020 年度各種補助金の残金活用の際に必要な全般的・共通の事項を定めるものです
- ・ 2021 年度は、コロナ禍の影響で、年度を跨いで延期となった事業や離れてしまった登録者を取り戻すための事業など、通常とは異なる取り組みを実施する可能性があることから、2020 年度一括補助金の返金分を活用しこれらの事業実施を支援するものです
- ・ 本案内は、『JFA 各種補助金経理処理の手引き [2021 年度改訂版]』に基づき、公益法人たる JFA が交付する補助金は、地域/都道府県 FA 等が行う各種事業に対して、その活動を支援することを目的に交付するものであり、その補助金の報告・精算は、適切かつ正確な処理および証拠書類の添付を求めるものとします

2. 交付概要

2-1. 対象

- ・ 2020 年度 JFA 一括補助金の残金が発生した地域/都道府県 FA とする
(残金が発生しなかった地域/都道府県 FA は対象外)

2-2. 交付額

- ・ 2020 年度 JFA 一括補助金の返金額を上限とする。但し、事務局運営費の返金分は交付上限額には含みません
- ・ 交付額は、事業実施に必要な額のみとする

2-3. 対象事業

- ・ 各地域/都道府県 FA が 2021 年度の期初に策定した予算および年間事業計画に含まれておらず追加で実施する事業に対して交付する
- ・ 対象となる事業は、「公益目的事業」とし、補助の対象となる経費は、その事業を実施するために必要な直接経費とする。

2-4. 対象期間

2021 年 6 月～2022 年 3 月までの間に実施され、支出される事業とする

2-5. 申請期限

- ・ 2021 年 11 月末日まで
- ・ 事業開始の 1 ヶ月前までに申請書を提出

3. 申請方法

別紙『2020 年度 JFA 一括補助金再交付申請書』に必要事項を記載の上、47 都道府県/9 地域 FA 担当部までデータをメールでお送りください。

4. 審査・通知

- ・ 『2020 年度 JFA 一括補助金再交付申請書』を受領後、JFA にて審査をいたします。
(詳細確認の連絡をさせていただく場合がありますが予めご了承ください)
- ・ 審査の結果は、47 都道府県/9 地域 FA 担当部よりご連絡いたします。
- ・ 再交付決定の際には、『再交付決定通知』をお送りいたします

5. 再交付金の支払

- ・ 再交付金の支払いは、事業終了後となります。
- ・ 事業終了後、以下の書類を 47 都道府県/9 地域 FA 担当部に提出してください
 - ① 経理報告書 かがみ (押印された原本を提出/郵送)
 - ② 経理報告書 明細 一覧 (証拠書類添付順に記載してください) (郵送)
 - ③ 各種の証拠書類 領収書等 (郵送)
 - ④ 2020 年度再交付補助金事業実施報告書 (データをメールで提出)
- ・ JFA にて上記①～④の書類内容を確認後お支払いとなります
(詳細確認の連絡をさせていただく場合がありますが予めご了承ください)
- ・ 上記①～④が全て出揃うまでは、再交付金のお支払いは出来ませんのでご注意ください。

6. 事業報告

- ・ 再交付された補助金を活用して実施した事業は、全て報告書の提出が必要となります
- ・ 報告書は別紙『2020 年度再交付補助金事業実施報告書』に必要事項を記載の上、47 都道府県/9 地域 FA 担当部までデータをメールでお送りください

7. 提出期限

事業終了後 1 ヶ月以内に 47 都道府県/9 地域 FA 担当部まで提出してください
(一括補助金の提出期限 (中間・最終) とは異なりますのでご注意ください)

8. 提出先

再交付に関する全ての書類は、下記までお送りください。

なお、「2020 年度 JFA 一括補助金再交付申請書」、「2020 年度再交付補助金事業実施報告書」についてはメールにてご提出ください。

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り JFA ハウス 10F

公益財団法人日本サッカー協会 47 都道府県/9 地域 FA 担当部 補助金担当宛

Tel : 03-3830-1812 Mail : jfa_prfa@jfa.or.jp

9. 注意事項

- ・ 再交付金は、再交付申請書に記載された使用目的以外で使用することはできません。
- ・ 再交付金は、1.趣旨・目的に記載されている通りコロナ禍の影響を受けた事業を支援するものであり、コロナ禍と直接的関係のない PC やタブレット等の購入費に使用することはできません。
- ・ 報告書の内容が再交付の趣旨や目的から著しく外れている場合は、再交付が決定していてもお支払い出来ないことがありますので予めご了承ください。
- ・ 再交付申請書に記載された目的以外で使用了場合は、交付額の全額が返金となりますので予めご了承ください。

10. 問い合わせ先

本件についての問い合わせは下記担当者までお問い合わせください

公益財団法人日本サッカー協会

47 都道府県/9 地域 FA 担当部

担当者 高砂・堀地

Tel : 03-3830-1812 Mail : jfa_prfa@jfa.or.jp